

宇治都市計画地区計画の決定（久御山町決定）

都市計画 久御山町東一口モタレ・市田南観世地区地区計画を次のように決定する。

名 称		久御山町東一口モタレ・市田南観世地区地区計画
位 置		京都府久世郡久御山町東一口モタレ、市田南観世、森北大内の各一部
面 積		約 12.1ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	当地区は、本町の都市計画マスタープランにおいて、広域幹線道路及び地域幹線道路と位置付けられている京滋バイパス、京都第二外環状道路、第二京阪道路及び国道 1 号が交差し、また、一級河川古川及び巨椋池排水幹線に挟まれている。 地区の南西側では工業を中心とする市街地が形成されており、広域幹線道路が交差する久御山ジャンクションの至近に位置し、広域交通の利便性の高さを活かした流通業務施設に適した交通の拠点となる地域である。 都市計画マスタープランにおいても、産業活用促進エリアと位置づけられているため、広域交通の利便性の高さを活かした適正な土地利用計画により、優れた市街地環境の形成を図るものである。
	土地利用の方針	本町の広域交通の利便性の高さを活かし、流通業務施設を中心とした土地利用並びに周辺地域の環境に配慮した調和のとれた良好な市街地形成を図る。
	建築物等の整備の方針	流通業務の拠点を主として機能性に富み、広域交通の利便性の高さを活かした建築物の誘導を図るとともに、建築物等の用途の制限を定め、良好な市街地環境の形成を図る。
地区整備計画	地区整備計画の区域の面積	約 12.1ha
	建築物に関する事項 建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 トラックターミナル、鉄道の貨物駅その他貨物の積卸しのための施設 2 卸売市場 3 倉庫、野積場若しくは貯蔵槽（流通業務市街地の整備に関する法律施行令第 2 条で定める危険物の保管の用に供するもの。）又は貯木場 4 上屋又は荷さばき場 5 道路貨物運送業、貨物運送取扱業、信書送達業、倉庫業又は卸売業の用に供する事務所 6 前号に掲げる事業以外の事業を営む者が流通業務の用に供する事務所 7 農産物、畜産物若しくは水産物の処理若しくは加工又は木製、紙製若しくは合成樹脂製の包装材料の製造の事業の用に供する工場 8 前各号の建築物に附属するもの

「区域、地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

